

第1号様式(第10条関係)

輪之内町放課後児童健全育成事業提案募集要項

輪之内町放課後児童健全育成事業業務に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり提案書を募集いたします。

記

1 業務名 輪之内町放課後児童健全育成事業業務

2 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

3 履行期間

令和5年6月1日(木) ～ 令和6年3月31日(日)

4 参加資格

提案書提出者に要求される参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 公募開始、仕様書公開の日から、契約締結日までの期間において、輪之内町物品購入等業者選定要領(平成23年輪之内町訓令甲第2号)による指名停止措置又は輪之内町が行う契約及び交付する補助金等から暴力団排除に関する措置要綱(平成23年輪之内町訓令甲第4号)による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 官公庁で放課後児童健全育成事業業務における実績又は契約予定(契約締結済み)のものがあること。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (5) 過去2年間に銀行取引停止がなく、経営不振の状況にないこと。

5 参加受付

別紙「実施要領」様式第1号プロポーザル参加意向申出書を提出。

輪之内町における競争入札参加資格を有するものは、下記に示す②～⑦を省略することができる。

(1) 受付期間

令和5年3月17日(金) ～ 令和5年4月7日(金)

(2) 提出書類

- ①参加申込書
- ②登記簿謄本(履歴事項全部証明書)発行後3か月以内のもの
- ③財務諸表(損益計算書・貸借対照表)直前決算のもの。
- ④法人事業税の納税証明書

- ⑤納税証明書その1(法人税)
- ⑥納税証明書その1(消費税及び地方消費税)
- ⑦会社概要(履歴書)

(3) 提出先 輪之内町教育委員会 教育課 学校教育係

①令和5年4月7日(金)午後5時までに持参又は郵送のいずれかの方法で提出。

6 提案書の提出者の選定

参加申込書を提出した者には、選定若しくは非選定の結果を書面により通知する。提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった理由を記載して通知する。

7 提案内容

別表「輪之内町放課後児童健全育成事業業務委託審査基準」のとおりです。

8 提案書等の提出

(1) 受付期間

令和5年3月17日(金) ～ 令和5年4月10日(月)

(2) 提出書類

①提案書 正本

A4サイズを原則とし、片面10枚以内とする。

1通提出すること。

②提案書 副本(社名及び製品名の標示がないもの)

A4サイズを原則とし、片面10枚以内とする。

通提出すること。

(3) 提出先 輪之内町教育委員会 教育課学校教育係

①令和5年4月10日(月)午後5時までに持参又は郵送のいずれかの方法で提出。

9 質問の受付及び回答

(1) 参加申込書の提出を行った後の本募集に係る質問は、質問書に記入し、令和5年3月27日(月)15時(時間厳守)までに電子メールで行うこと。

(2) 電話での質問に応じないこととする。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問合せをする。

(3) 質問事項の回答は、令和5年3月29日(水)までに質問事業者に電子メールで通知する。

10 提案内容についてのヒヤリング等の実施

(1) ヒヤリング等の実施

提案内容についてのヒヤリング又はプレゼンテーションを実施する。

なお、日程については提案者へ電子メールで通知する。

(2) 提案書記載内容の確認

提案者は、提出された提案書の内容について、本町から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答すること。質問事項の送付及び回答は、電子メールで行うものとする。

なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意すること。

11 受託候補者の特定等

- (1) 評価委員会において、提案の評価などを総合的に審査し、一定の水準以上を満たしたもののうち1位として決定した者を受託候補者として特定する。
- (2) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に文書又は電子メールにて通知する。
- (3) 評価内容及び選定結果に対する問合せには、応じないものとする。

12 受託候補者の特定時期

令和5年4月下旬(予定)。

13 契約の締結等

- (1) 業務の契約については、特定した受託候補者と締結する。
- (2) 契約締結時期は、令和5年5月1日を予定。
- (3) 受託候補者が辞退又は特別な理由により受託候補者と契約締結ができない場合は、11(1)で順位付けをした受託候補者の順に契約交渉をする。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

14 その他留意事項

- (1) 提案者の文言の表記については、可能な限りわかりやすく平易な表現とすること。
- (2) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失う。
- (3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 町は提出された提出書類について、業者の選定以外に提出者に無断で使用しないこととする。
- (6) 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は認めない。
- (7) 本件に係る契約締結は、令和5年第1回定例会に審議される令和5年当初予算の成立をその条件とする。

15 提出先・問い合わせ先

輪之内町教育委員会 教育課学校教育係 担当 瀬古

住所 岐阜県安八郡輪之内町中郷新田1495

電話 0584-69-4500

別表

輪之内町放課後児童健全育成事業業務委託審査基準

評価項目		評価基準	
企業評価	企業理念	1	・本業務に対する基本的な考え方
	経営状況	2	・経営母体の財務健全性
	実績	3	・事業実績
企業提案評価	危機管理体制	4	・事故発生時の対応、予防の体制 ・支援員等の健康管理体制
	提案内容的確性	5	・事業運営の専門性、サービス水準 ・安定的なサービスの提供に関する実施方針 ・支援員等の配置計画
	支援員等の人材確保	6	・支援員等の人材確保の方策 ・支援員等の勤務とバックアップ体制 ・支援員等の給与等処遇
	支援員等の研修計画	7	・支援員等に対する指導監督体制 ・支援員等の教育・研修計画
	学校等との交流企画	8	・保護者との連携、交流の取組
		9	・学校・地域との連携の取組
	見積	10	・妥当な見積額